

## 除雪車購入仕様書

### 第1章 概要

この仕様書は、除雪車（6 t級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ ピン式）購入に適用するもので、納入機は以下に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性及び良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号（以降の改正分を含む。）」）に適合するもの又は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。ただし、継続生産車・輸入車・少数生産車については「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号（以降の改正分を含む。）」）に基づき指定され、2次基準以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については、東近江市（以下「発注者」という。）と物品供給人（以下「受注者」という。）が協議の上、決定するものとする。

### 第2章 仕様

除雪車（6 t級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ ピン式） 1台

#### 1 性能

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| (1) 除雪幅（最大アングル角時） | 1,900mm以上            |
| (2) 走行速度（前進）      | 0km/hから最高速度が30km/h以上 |
| （後進）              | 0km/hから最高速度が30km/h以上 |

#### 2 主要諸元

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| (1) 全長（除雪装置地上、ストレート時） | 6,000mm以下 |
| (2) 全幅（車両単体）          | 2,000mm以下 |
| (3) 全高（黄色灯火上端まで）      | 3,200mm以下 |
| (4) 最低地上高             | 320mm以上   |
| (5) 運転質量              | 6,000kg以下 |
| (6) 最小回転半径（最外輪中心）     | 4,300mm以下 |
| (7) 乗員定員              | 1人        |
| (8) 燃料                | 軽油        |

#### 3 車体

- |                     |                              |
|---------------------|------------------------------|
| (1) 機関<br>定格出力（ネット） | 44kW以上                       |
| (2) 動力伝達装置          | 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造であること。 |
| (3) 運転室<br>構造       | 全鋼製密閉式                       |
| 窓                   | （前・後）冬用ワイパーブレード付             |
| (4) タイヤ             | 形式 ノーマルタイヤ                   |
| (5) バッテリー           | 工具を使用せず通電を遮断できる装置を有すること。     |

#### 4 除雪装置

- |        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| (1) 形式 | 油圧アングリングプラウ式<br>（サイドスライドあり、反転エッジなし） |
|--------|-------------------------------------|

- |                 |                          |            |
|-----------------|--------------------------|------------|
| (2) 能力          | アングリング角度                 | 前後各30度以上   |
| (3) プラウ         |                          |            |
| 構造              |                          | 鋼板円筒曲面構造   |
| 全幅 (ストレート時)     |                          | 2,900mm以上  |
| 全高 (ストレート時 中央部) |                          | 790mm以上    |
| そり              | 除雪装置の設置状態を調整できるそりを有すること。 |            |
| 切刃              |                          | ストレート形平形刃先 |

## 5 計器類

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 速度計     | 1 式 |
| (2) 燃料計     | 1 式 |
| (3) 機関油圧警告灯 | 1 式 |
| (4) 水温計     | 1 式 |
| (5) 充電警告灯   | 1 式 |

## 6 照明装置類

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| (1) 全方作業灯             | 2 灯 |
| (2) 後方作業灯             | 2 灯 |
| (3) 黄色灯火 (散光式・薄型LED式) | 1 式 |
| (4) その他標準照明装置類        | 1 式 |

## 7 附属装置及び附属品

- |                                |     |
|--------------------------------|-----|
| (1) エアコン                       | 1 式 |
| (2) ウインドウォッシャー (前面、電動式)        | 1 式 |
| (3) 床マット                       | 1 式 |
| (4) シガーソケット                    | 1 個 |
| (5) H型タイヤチェーン及びワイヤー式バンド        | 1 組 |
| (6) アンダーミラー (後)                | 1 式 |
| (7) 標準附属工具                     | 1 式 |
| (8) 取扱説明書                      | 1 部 |
| (9) 部品表                        | 1 部 |
| (10) 履歴簿                       | 1 部 |
| (11) バケツトレス                    | —   |
| (12) 後方監視カメラ (モニター及び取り付け費用含む。) | 1 式 |
| (13) 除雪車看板 (後方看板)              | 1 式 |

## 8 塗装

国土交通省建設機械塗装基準による。

## 第3章 検査

完成検査は、寸法、外観、溶接その他組み立て状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が分かる資料により検査する。検査に要する器具、人員等は受注者において準備する。

## 第4章 保証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場

合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、制作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議の上、受注者に無償修理を行わせることがある。

## 第5章 その他事項

### 1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

### 2 灯火の取り付け方法の指定

黄色灯火の取り付け方法は、次のとおりとする。

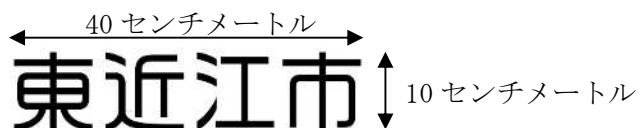
- (1) 黄色灯火の規格、取付け位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱いについて（昭和55年6月5日付け建設省機発第473号（以降の改正分含む。）」に準じるものとする。
- (2) 黄色灯火は、機械室又は作業装置上部に堅固に取り付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取り付け部分に必要な補強を行うものとする。

### 3 申請等について

本履行に当たり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらに係る費用は受注者の負担とする。

### 4 文字入れについて

車両本体に記入する文字及び数は、「東近江市」2箇所とし、記載場所については落札後に発注者と協議し決定する。



### 5 その他

- (1) 納入機は、令和7年5月時点における最新型とする。
- (2) 附属品及び登録手数料は車両価格に含めて計上する。自動車損害賠償責任保険料は車両価格に含まずに別途支払うものとする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われるものについては装備し、必要な経費についても含むものとする（納入時の運送費等）。
- (4) 本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。

### 6 納入場所

東近江市永源寺地区または愛東地区（入札後に場所を指定）

### 7 納入期限

令和7年11月28日（金）